

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1911

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

高速道路利用料金に係る

適格簡易請求書の保存方法

インボイス制度がスタートし、高速料金をETCクレジットカードでの支払いをした場合の仕入税額控除するための書類の保存は左記のとおりとなります。



- ETCシステムにより料金を払い、ETCクレジットカードで精算を行った場合、原則、高速道路会社が運営するホームページから通行料金確定後、適格簡易請求書の記載事項に係る「**利用証明書**」をダウンロード保存する必要があります。

- また、全ての高速道路利用に係る「**利用証明書**」の保存が困難なときは、クレジットカード会社から受領する**クレジットカード利用明細書**と、利用した「**高速道路会社等**」の任意の一取引（**高速道路会社ごと**）に係る「**利用証明書**」をダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行うことができます。

クレジットカード利用明細書だけでは一般的に、適格請求書には該当しません。

「**利用証明書**」をダウンロードする場合には、高速道路会社のサイトに登録する必要がありま

上記の任意の一取引は一回のみ取得保存で差し支えないそうです。

インボイス「売手側負担の振込手数料」

インボイス制度が始まり、売り手が負担する振込手数料の扱いが変わっています。10月以降の売上で、返品・値引き・割戻など対価の返還等があった場合には返還インボイスの交付義務が発生します。が、その金額が1万円未満である場合は返還インボイスの交付義務は免除となります。

国税庁のホームページの例では

売手が負担する**振込手数料を売上値引として処理**している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引に係る返還インボイスの交付義務が免除されます。

ようするに売手負担の振込手数料の扱いを左記の通りに仕分け処理するようになります。

- 9月30日までは 売上Ⅱ入金額・振込手数料
 - 10月1日からは 売上Ⅱ入金額・売上値引
- 売手負担の振込手数料（課税仕入れ）を今まで通り振込手数料として処理してしまうと金融機関のインボイスが必要となります。
- 会計ソフト等での経理処理で支払い手数料（振込手数料）とした場合は、税区分を「売上に係る対価の返還等」とする必要があります。
- 面倒なので、売手負担の振込手数料は「売上値引」に統一したほうが良いと思います。

● 免税業者の



免税事業者でも消費税の請求はできる！

インボイスがない又は免税事業者は消費税は請求できないのではないかとという間違った情報が聞こえてきます。インボイスがはじまる前後でも取引先に対して消費税分を請求できます。

免税事業者は消費税法第9条で納税の義務を免除されているだけです。



共済会バスハイク
申込締切は
10月23日(月)まで

最低賃金10月1日から
新潟県最低賃金
931円
41円UP!